

大和市公告第22号

次のとおり公共下水道供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。なお、その関係図面は、平成26年3月13日から2週間大和市都市施設部河川・下水道整備課において一般の縦覧に供する（日曜日及び土曜日並びに国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。

平成26年3月13日

公共下水道管理者

大和市長 大木 哲

1 供用及び下水の処理を開始する年月日

平成26年3月31日

2 供用及び下水の処理を開始する区域

(1) 下鶴間地区

大和市下鶴間字甲四号の一部

(2) 深見地区

大和市深見字大塚戸の一部

(3) 上和田地区

大和市上和田字谷戸頭の一部

(4) 大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業区域

大和市福田字甲八ノ区及び下和田字中ノ原の各一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

別に定める縦覧図のとおり。

4 供用を開始する排水設備の分流式又は合流式の別

分流式（汚水）

5 処理を行う終末処理場の位置及び名称

(1) 位置 大和市下鶴間2698番地

名称 大和市北部浄化センター

(2) 位置 大和市深見3811番地

名称 大和市中部浄化センター